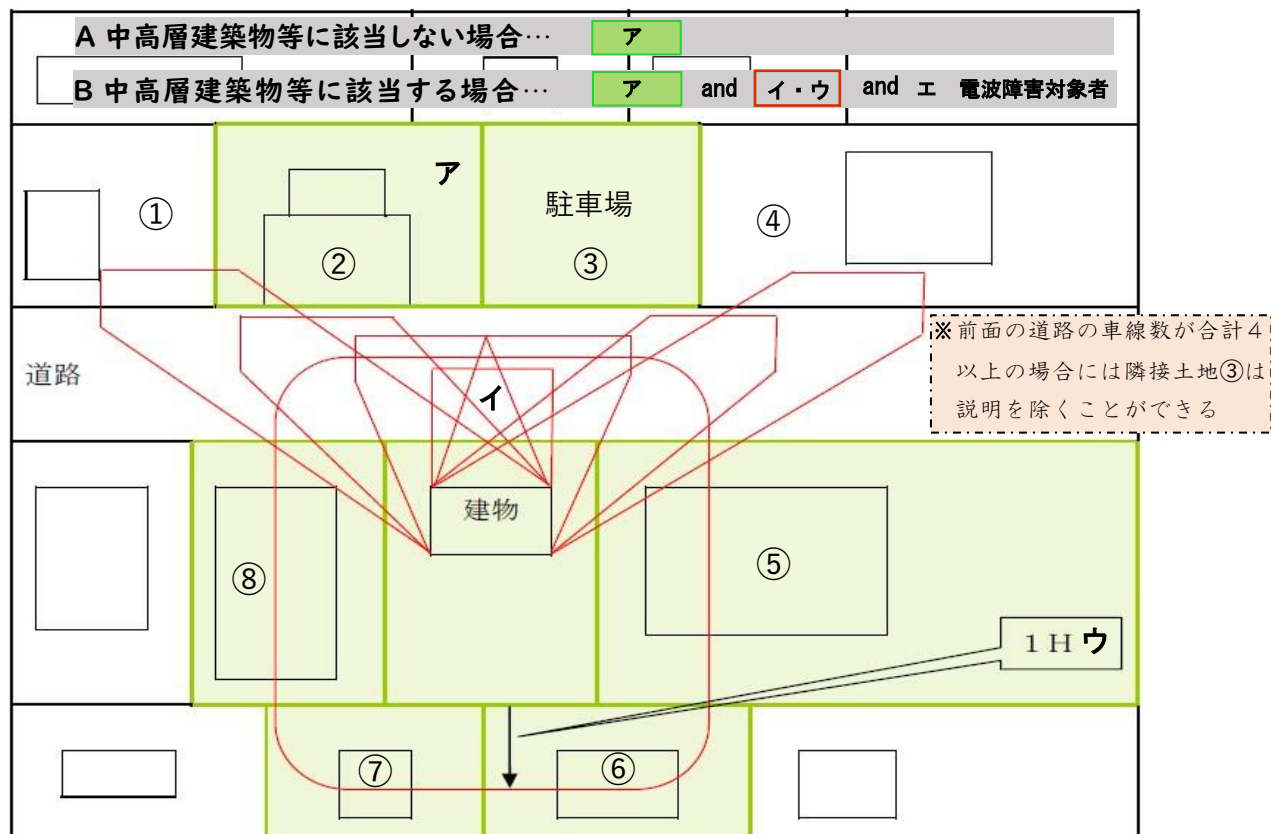


【説明対象の周辺住民等 対象範囲】



※丸数字は、説明結果届の6号様式（その2）番号とリンクさせること

周辺住民等：次のいずれかに該当する者をいう。（条例第2条第2項第9号）

- ア 当該開発地に接する土地（当該開発地に接する土地が道路であるときは、当該道路（当該開発地に接する部分に限る。）と当該開発地の反対側において接する土地を含む。）に居住する者、土地を所有する者、建築物を所有する者
- イ 冬至において当該中高層建築物等により午前9時から午後3時までの間に日影を生ずる範囲内に居住する者、土地を所有する者、建築物を所有する者（日陰の範囲は、地盤面まで）
※必ず戸別訪問により説明
参考：上図の①②④⑤⑧
- ウ 中高層建築物等の敷地境界から建築物の高さの距離内に居住する者、土地を所有する者、建築物を所有する者
- エ 中高層建築物等によるテレビジョン放送の電波障害の影響を著しく受けると認められる者
※必ず戸別訪問により説明

中高層建築物等 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 建築物（建基法第2条第1号）であって、高さが10メートルを超えるもの又は地上階数が3以上のものをいう。ただし、地上階数が3で、高さが10メートル以下の自己の居住の用に供する専用住宅（共同住宅形式のものを除く。）を除く。
中高層建築物（浦安市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第2条第1号）
- イ 第一種低層住居専用地域内に建築される建築物のうち軒の高さが7メートルを超える建築物
- ウ 第一種低層住居専用地域内に建築される建築物のうち地階を除く階数が3以上の自己用住宅